

第3章 その他

1 具体例（パッケージ版）

参考として、2つの具体例をご紹介します。

設立認証申請書類のうち、①定款（第3条～第5条）、②設立趣旨書、③事業計画書、④活動予算書については、書類間での整合性が必要となりますので、一つのパッケージとして記載しています。

具体例A

健康づくりとスポーツの振興を目的とするケース（「その他の事業」あり）
3月決算

具体例B

障がい者福祉の増進を目的とするケース（「その他の事業」なし）
6月決算

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、地域住民に対して、スポーツを通じた健康増進に関する事業を行い、市民の健康づくりとスポーツの振興に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① スポーツ教室開催事業
- ② スポーツ指導者の育成事業
- ③ スポーツと健康に関する調査・研究事業
- ④ スポーツと健康に関する情報提供事業
- ⑤ スポーツ施設の管理運営事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 広告掲載事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

1 趣旨

最近、TVや新聞、雑誌などさまざまな場面において、国民の運動不足による健康被害が論じられています。飽食の時代となり、多大なカロリーを摂取する一方で、運動に費やす時間は減少の一途を辿っており、40代男性の約半数がメタボリックシンドロームに該当すると言われています。また、成人のみならず肥満体型の子どもたちも着実に増えてきています。

社会的背景や現状について。

このように国民が運動しなくなった背景には、さまざまな原因が考えられます。昔は庭や空き地でキャッチボールや草野球、バレーボールといったスポーツを行う風景が良く見受けられましたが、現代社会では身近にそういった場所も少なくなってきました。また、少子化に伴い団体競技を行うために必要な人数を見つけ出すことも困難になってきています。そして、指導者が不足していることも要因の一つです。

問題や課題、原因など。

そこで、私たちはスポーツ教室の開催や指導者の育成などを行うことで、市民が気軽にスポーツを行える場を提供するとともに、スポーツと健康に関する調査研究を行い、その結果を市民に情報提供していくことで、充実したスポーツ環境の構築と市民の健康な生活を実現していきたいと考えています。

問題に対する解決策など。
[定款第5条]

そして、こういった活動を行うに当たっては、さまざまな契約行為が発生するため、法人格の取得が必須となります。しかし、われわれの活動は営利を目的とするものではないため、会社組織は似つかわしくありません。そこで、公益を目的とする特定非営利活動法人を設立し、スポーツの振興と健康の増進に邁進していこうと決意しました。

目標とする社会(状態)など。
[定款第3条、第4条]

特定非営利活動法人格が必要な理由。

2 申請に至るまでの経過

〇〇年〇月〇日〇〇時より発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などの原案について審議。

〇〇年〇月〇日〇〇時より設立総会を開催し、上記原案について提案があり、審議の結果決定。

〇〇年 〇月 〇日

設立総会日以降の日付。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
設立代表者 氏名 福岡 太郎

〇〇年度事業計画書

具体例 A

成立の日から△年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

設立初年度である本年度は、スポーツ教室を中心に事業を展開するとともに、それぞれの事業の実施体制を確立していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①スポーツ教室 開催事業	各種スポーツ教室。 ・バレーボール ・野球	通年	福岡市内	10人	福岡市内住民 30～40人／月	1,000
	親子教室。 ・水泳	年2回	県内各地	10人	県内の親子 約20人／回	130
②スポーツ指導 者の育成事業	指導者育成講座の開 催に向けた準備。 (プログラム作成)	1月以 降随時	法人事務 所	5人	指導者となる ことを希望す る者 多数	50
③スポーツと健 康に関する調査 ・研究事業	身体に負担の少ない 新たなスポーツの研 究を行う。	随時	法人事務 所	5人	スポーツに関 心のある方 多数	100
④スポーツと健 康に関する情報 提供事業	機関誌の発行。 (約1000部)	12月	全国	2人	一般市民 約1000人	50
⑤スポーツ施設 の管理運営事業	実施予定なし。					

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
①物品販売事業	実施予定なし。				
②広告掲載事業	実施予定なし。				

△年度事業計画書

具体例 A

△年 4 月 1 日から□年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

設立 2 年目である本年度は、前年度に実施した事業の成果をフィードバックし、より良いサービスの提供を目指す。また、スポーツ指導者の育成事業についても、今年度から育成講座を開催する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①スポーツ教室 開催事業	各種スポーツ教室。 ・バレーボール ・野球	通年	福岡市内	10人	福岡市内住民 40～50人／月	2,000
	親子教室。 ・水泳	年 4 回	県内各地	10人	県内の親子 約20人／回	380
②スポーツ指導 者の育成事業	指導者育成講座の開 催。 ・野球	月 2 回 (3 ヶ月 講座)	福岡市内 各地のグ ラウンド	5 人	指導者 20人／回	300
③スポーツと健 康に関する調査 ・研究事業	実施予定なし。					
④スポーツと健 康に関する情報 提供事業	ホームページを作成 し、地域のスポーツに 関する情報を発信す る。	通年	法人事務 所	2 人	一般市民 多数	100
⑤スポーツ施設 の管理運営事業	〇〇運動公園（福岡市 の施設）の管理運営を 受託する。	通年	〇〇運動 公園	5 人	地域住民 多数	7,300

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①物品販売事業	T シャツやタオルなどを販売する。	通年	事務所	2 人	500
②広告掲載事業	法人のホームページにバナー広告を 掲載する。	通年	事務所	1 人	60

**その他の事業あり
(実施なし)**

○年度 活動予算書
成立の日から△年3月31日まで

特定非営利活動法人○○○○
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		100,000
賛助会員受取会費	200,000		200,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		300,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000		300,000
4. 事業収益			
○○事業収益	675,000		675,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	1,575,000	0	1,575,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	300,000		300,000
給料手当	1,000,000		1,000,000
法定福利費	10,000		10,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	1,310,000	0	1,310,000
(2) その他経費			
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	10,000		10,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	20,000	0	20,000
事業費計	1,330,000	0	1,330,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	200,000		200,000
法定福利費	10,000		10,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	210,000	0	210,000
(2) その他経費			
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	5,000		5,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	25,000	0	25,000
管理費計	235,000	0	235,000
経常費用計	1,565,000	0	1,565,000
当期経常増減額	10,000	0	10,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	10,000	0	10,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			10,000

定款にその他の事業を掲げているが、実際にはその他の事業を行っていない場合には、例のようにその他の事業の欄をすべて0と表示するか、その他の事業の欄を設けず、活動計算書の脚注に「今年度はその他の事業を実施しません」と表示します。

△年度 活動予算書

△年4月1日から□年3月31日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		50,000
賛助会員受取会費	150,000		150,000
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	300,000		300,000
3. 受取助成金等			0
受取民間助成金	300,000		300,000
4. 事業収益			0
〇〇事業収益	12,130,000		12,130,000
物品販売事業収益		800,000	800,000
広告掲載事業収益		200,000	200,000
5. その他収益			0
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	12,930,000	1,000,000	13,930,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,000,000		2,000,000
給料手当	7,000,000	500,000	7,500,000
法定福利費	250,000		250,000
退職給付費用			0
福利厚生費	500,000		500,000
人件費計	9,750,000	500,000	10,250,000
(2) その他経費			
会議費	230,000		230,000
旅費交通費	100,000	60,000	160,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	330,000	60,000	390,000
事業費計	10,080,000	560,000	10,640,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	2,400,000		2,400,000
法定福利費	200,000		200,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	2,600,000	0	2,600,000
(2) その他経費			
会議費	90,000		90,000
旅費交通費	500,000		500,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	590,000	0	590,000
管理費計	3,190,000	0	3,190,000
経常費用計	13,270,000	560,000	13,830,000
当期経常増減額	△ 340,000	440,000	100,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
什器備品売却収益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	440,000	△ 440,000	0
当期正味財産増減額	100,000	0	100,000
前期繰越正味財産額	10,000	0	10,000
次期繰越正味財産額	110,000	0	110,000

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、障がい者に対して障害者総合支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託
 - ③ 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
 - ④ 障がい者に対する無認可作業所の運営事業
 - ⑤ 障がい者に対する就労支援事業
 - ⑥ 障がい者への理解を促進するための普及啓発事業

1 趣旨

平成18年4月以降、段階的に障害者自立支援法が施行されました。国は、この新しい制度のもと、障がいを持つ人々が地域において自立した生活を営み、安心して暮らすことができる社会をつくるといった方針を打ち出し、地域福祉の向上を推進していこうとしていますが、全国的に見て公的施設をはじめとする社会資源は不足しており、有効な施策も未だ少ない状態にあります。

社会的背景や現状の問題について。

私たちは、これまで平成〇〇年に障がい者の無認可作業所「××××」を開設し、障がいを持つ人々の日常生活の場、就労の場といった役割を担ってきました。また、地域住民との交流イベントを開催することで、障がいの種別や程度にかかわらず、共に生きるひとりの人として尊重されるような地域社会の構築を訴えてきました。そして、今後もこれらの活動を継続していくとともに、障がいを持つ人々の体験就労といった就労支援も併せて行っていきたいと考えています。

問題に対する解決策など。
[定款第5条]

本来、こういった障がい者支援の活動は、地域社会が一体となって行っていくことが重要であり、また、一朝一夕に成し遂げられるものではないため、継続的な活動が必要となってきます。ところが、現在は無認可の作業所であるため、社会的信用が低く、安定的な組織運営は困難で、加えて前述の障害者自立支援法の施行に伴い、無認可のままでは資金的にも活動に支障が生じるようになりました。

特定非営利活動法人格が必要な理由。

そこで、地域住民の信用を得て組織的に活動することのできる特定非営利活動法人格を取得し、障がい者の自立した生活のためにさまざまな事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与していきたいと考えました。

目標とする社会(状態)など。
[定款第3条、第4条]

2 申請に至るまでの経過

- 〇〇年〇月頃 任意団体「△△△会」を設立し、障がい者共同作業所の運営を開始。
- 〇〇年〇月～〇月 共同作業所の運営を通して障がいを持つ人々の日中活動の場、就労の場を提供。
- 〇〇年〇月 特定非営利活動法人の設立を検討開始。
- 〇〇年〇月 発起人会を開催し、定款などの案を審議。
- 〇〇年〇月 設立総会を開催。

〇〇年 〇月 〇日

設立総会日以降の日付。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
設立代表者 氏名 福岡 太郎

〇〇年度事業計画書

成立の日から△年6月30日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

任意団体での活動で身につけたノウハウを生かし、初年度から積極的に事業を実施していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護事業者の指定申請に係る準備。	通年	事務所	10人	障がいを持つ方 10人	50
②障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託	実施予定なし					
③障害者総合支援法に基づく相談支援事業	課題分析、サービス利用調整及びモニタリング等	通年	事業所等	2人	サービス利用計画作成費対象者5～10人	5,000
④障がい者に対する無認可作業所の運営事業	生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う。 ・パンの製造及び販売	通年	法人施設 (福岡市内)	10人	障がいを持つ方 12人	3,500
⑤障がい者に対する就労支援事業	就労に必要な技術の向上のための講座を開催。 ・パソコン講座	週1回	福岡市内	3人	障がいを持つ方 5～10人／回	380
⑥障がい者への理解を促進するための普及啓発事業	障がい者と地域住民との交流イベント開催。	年2回	県内各地	10人	障がいを持つ方及び地域住民 約30人／回	50

△年度事業計画書

△年7月1日から□年6月30日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

これまで無認可作業所として行ってきたサービスを障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター事業の受託という形で引き続き行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護事業。 (障がいを持つ方の 自宅で、入浴や食事の 介護などを行う。)	通年	事務所	10人	障がいを持つ 方 10人	5,000
②障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託	福岡市より地域活動支援センター事業を受託し、障がいを持つ方への生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う。	通年	法人施設 (福岡市内)	10人	障がいを持つ 方 12人	7,000
③障害者総合支援法に基づく相談支援事業	課題分析、サービス利用調整及びモニタリング等	通年	事業所等	2人	サービス利用 計画作成費対 象者5～10人	5,000
④障がい者に対する無認可作業所の運営事業	実施予定なし					
⑤障がい者に対する就労支援事業	企業における体験就労の機会を斡旋する。	随時	福岡市及びその近郊	2人	障がいを持つ 方 延べ6人	280
⑥障がい者への理解を促進するための普及啓発事業	障がい者と地域住民との交流イベント開催。	年4回	県内各地	10人	障がいを持つ 方及び地域住 民 約30人／回	100

その他の事業なし

〇〇年度 活動予算書
成立の日から△年6月30日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	100,000	150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	80,000	80,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
〇〇事業収益	11,420,000	11,420,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			11,650,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	880,000		
給料手当	8,000,000		
法定福利費	35,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	8,915,000		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
旅費交通費	50,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	65,000		
事業費計		8,980,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,800,000		
法定福利費	10,000		
退職給付費用	150,000		
福利厚生費	0		
人件費計	1,960,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	80,000		
管理費計		2,040,000	
経常費用計			11,020,000
当期経常増減額			630,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	500,000		
2. 固定資産除・売却損			
経常外費用計		500,000	500,000
当期経常外増減額			△500,000
当期正味財産増減額			130,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			130,000

その他の事業なし

△年度 活動予算書
△年7月1日から□年6月30日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	150,000	250,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
〇〇事業収益	21,240,000	21,240,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			21,790,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	5,500,000		
給料手当	10,000,000		
法定福利費	1,000,000		
退職給付費用	600,000		
福利厚生費	0		
人件費計	17,100,000		
(2) その他経費			
会議費	180,000		
旅費交通費	100,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	280,000		
事業費計		17,380,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	3,000,000		
法定福利費	200,000		
退職給付費用	300,000		
福利厚生費	0		
人件費計	3,500,000		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	80,000		
管理費計		3,580,000	
経常費用計			20,960,000
当期経常増減額			830,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
2. 固定資産除・売却損			
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額			0
当期正味財産増減額			830,000
前期繰越正味財産額			130,000
次期繰越正味財産額			960,000

2 NPO法人に関するQ & A

1 「NPO」ってなんですか？

「NPO」とは、英語の Non-Profit-Organization の略で、広義のNPO、狭義のNPO というように複数の使われ方がありますが、一般的には、ボランティア団体や市民活動団体といった「民間非営利組織・団体」のことを広く指します。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織や団体」のことです。

2 「NPO」と「ボランティア」は、どこが違うの？

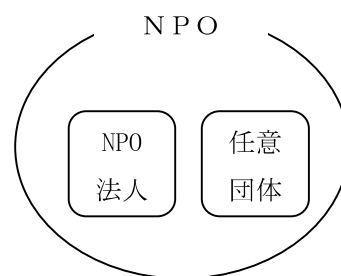
どちらも「自主的、自発的にさまざまな社会貢献活動を行う」という点では同じですが、「ボランティア＝個人」、「NPO＝組織、団体」といったイメージです。つまり、ボランティアは、個人が個人の責任の範囲で活動を行うのに対し、NPOは、目的達成のために運営のルールを持ち、組織的、継続的に活動を行うといった違いがあります。

3 「NPO」と「NPO法人」の違いは？

「NPO」とは、前述のとおり、ボランティア団体や市民活動団体といった「民間非営利組織・団体」のことを広く指します。

そして、このような組織・団体のうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づく認証を得て、法務局で登記を行うことで法人格を取得したものを「特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）」といいます。

NPO法人格を取得していないもの（任意団体など）が、「NPO」と名乗ることは一概に違法とはいえませんが、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と名乗ったり、これと誤認されるような名称を用いたりすることはできません。



4 NPO法人になると、市から補助金・助成金がもらえるの？

NPO法人になったことで、福岡市から補助金などが自動的に交付されることはありません。また、民間の団体などの助成金を受けられるかどうかについては、法人格の有無ではなく、活動の内容によって判断されることが多いと思われます。

5 NPO法人の認証を受けたということは、市から「お墨付き」を与えられたと考えていいの？

「認証」とは、一般に「ある行為または文書の成立・記載が正当な手続でされたことを公の機関が証明すること」を指します。

設立の認証申請があった場合、その申請が認証の基準に適合すれば、所轄庁（福岡市）は必ずこれを認証しなければならず、所轄庁の裁量で認証をしないことは認められていません。認証基準に適合しているかどうかの審査は、実態調査ではなく、原則として書面審査に基づき行うこととされています。

したがって、認証を受けたからといって、その団体がすばらしい活動を行っている団体であると所轄庁から「お墨付き」を与えられたわけではありません。法人としての信用は、積極的な情報公開によって法人自身で作り上げていくものになります。

6 不特定かつ多数のものの利益とは、どういうことなの？

「社会全体の利益（公益）」を指します。「特定の個人の利益（私益）」や「同窓会・同好会といったグループの利益（共益）」は、あらかじめ受益対象者が特定されていることになり、一般的に「不特定かつ多数のものの利益」とはいえません。

しかし、実際の受益対象者が結果として少数であったとしても、社会全般の利益の増進に寄与するものであれば、「不特定かつ多数」と考えられます。

（例：〇〇〇病患者を支える活動）

7 「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の違いは？

NPO法人は、本来事業としての「特定非営利活動に係る事業」のほかに、収益（いわゆる資金集め）を目的とした事業や会員の相互扶助のための事業などを「その他の事業」として行うことができます。ただし、「その他の事業」は「特定非営利活動に係る事業」に支障がない範囲で行い、その収益は「特定非営利活動に係る事業」のために使用しなければならないため、「その他の事業」の損失を「特定非営利活動に係る事業」の収益で穴埋めすることはできません。また、「その他の事業」に関する会計は、「特定非営利活動に係る事業」に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

そして、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区分については、有償の事業かどうかで判断するのではなく、20の活動分野に該当し社会の利益を目的としているのかどうかによって判断することになります。

8 NPO法人は、有料（有償）の事業を行ったらいけないの？

「営利を目的としない」とは、構成員に利益を分配しないということであり、有料（有償）の事業を行ってはならないという意味ではありません。サービスの対象者から対価を受け取ることは可能で、その結果、当該事業において剰余金（利益）が発生しても構いませんが、これを構成員に分配することは認められません。

なお、NPO法人は「不特定かつ多数のものの利益」の増進に寄与することを目的としますので、その対価があまりにも高額な場合は、限られたものしかサービスを享受できないということで、特定非営利活動に当たらないと判断されることがあります。

9 「社員」とは、従業員（職員）のことなの？

民間の会社（企業）などでは従業員のことを社員と呼びますが、これは会社に雇われている被雇用者のことを指しており、ここでいう「社員」とは意味が異なります。

NPO法でいう「社員」とは、職員として実務に従事しているかどうかにかかわらず、総会において議決権を行使するメンバーのことを指します。（もちろん、「社員」と「職員」を兼ねることは可能です。）

10 未成年や外国人も役員になることができるの？

いずれも役員になることができます。

ただし、未成年者が法律行為をする場合には法定代理人（親権者など）の同意が必要とされていますので、この場合（役員に就任する場合）も法定代理人の同意を得ておかなければなりません。

また、役員の国籍に関して法律上特に制限はありませんし、居住地についても国内外を問いません。しかし、役員の欠格事由に該当してはなりませんし、「住所又は居所を証する書面」として条例で定める書面等を提出しなければなりませんので、これらの要件を満たすことが前提となります。

11 役員への人件費の支払いは、どのような科目で計上するの？また、NPO法による報酬を受けた役員の報告とは、どのような関係になっているの？

NPO法人の役員は理事と監事ですが、役員と法人とは委任の関係にあります。

監事の職務はNPO法第18条により監査に限定されており、スタッフとの兼任も禁止されています。このため、監事の職務の実施に対して人件費の支払いがある場合は、管理費に役員報酬という勘定科目を使用します。

一方、理事には、このような制限はなく、法人のすべての業務を実施することができます。したがって、理事が実施した業務への人件費の支払いのうち、事業に直接かかわる部分は事業費に計上し、法人の運営管理にかかわる部分は管理費に計上します。この場合、いずれの場合も役員報酬という勘定科目を使用します。

これは、役員への人件費の支払いの総額を、NPO法人の内外に公開することが、役員、とりわけ法人の代表者が独断で自分への支払いを不当に大きくすることなどの防止に役立つとの考えからです。

「役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下でなければならない」というNPO法第2条の規制に該当する役員への報酬は、管理費に計上された役員報酬だけであり、事業費に計上された役員報酬は含まれない、と解釈されています。したがって、NPO法の規定により所轄庁に提出する役員報酬の支払いの有無は、勘定科目名に関わらず、管理費に役員報酬として計上される支払いを受けた役員だけを「役員報酬の支払いあり」として報告することになります。

12 公務員も役員になることができるの？

役員になることができます。

ただし、一般職の公務員については、国家公務員法や地方公務員法によって「職務に専念する義務」がありますので、これに抵触しないように注意しなければなりません。また、「報酬を得て」役員に就任する場合は、所定の許可を得る必要があります。

一方、地方公共団体の長や議会の議員については、地方自治法の兼職禁止規定に抵触しないようにしなければなりません。（副知事、副市町村長も同様です。）

いずれにしても、国又は当該地方公共団体等にあらかじめ確認した方が良いでしょう。

13 NPO法人を設立するのに、資産や手数料が必要なの？

NPO法人の設立にあたって、資本金や基本財産などの資産は必要ありません。また、所轄庁に設立認証申請を行う際の手数料や、法務局で登記を申請する際の登録免許税（手数料）もかかりません。（ただし、申請書類として役員の住民票を取得する際は、所定の費用がかかります。）

なお、法人設立後は、貸借対照表の公告費用（選択した公告方法により異なります。）や税金各種手続にかかる費用などが発生することも考えられます。また、法人を解散する場合、官報による公告費用が必要となりますので、ご注意ください。

（（参考）文字数にもよりますが、解散の公告費用は3万円程度かかります。）

14 設立の認証申請はどこにすればいいの？

法人の事務所をどこに置くかによって判断します。事務所を福岡市内にしか置かない場合は、福岡市長に対して申請します。福岡市と福岡県内のその他の市町村の双方に置く場合は、福岡県知事に対して申請します。（役員の居住地や活動の場所などは関係ありません。）

福岡市長に対する申請の流れについては、16ページをご覧ください。

＊ なお、「事務所」とは、一般的には「事業活動の中心となる一定の場所で、法人の代表権を有する責任者がいて、継続的に業務が行われている場所」を指します。

15 法人税は、「特定非営利活動に係る事業」が非課税で、「その他の事業」が課税だと考えていいの？

「特定非営利活動に係る事業」であっても、法人税の課税対象となることがあります。

「特定非営利活動に係る事業」「その他の事業」という区分は、NPO法に基づく区分であって、法人税法に基づく「収益事業」「非収益事業」という区分とは異なります。したがって、NPO法上は「特定非営利活動に係る事業」であっても、法人税法上は「収益事業」として課税されることがあります。

		法人税法上の	
		収益事業	非収益事業
NPO 法上 の	特定非営利活動に係る事業	課税	非課税
	その他の事業	課税	非課税

16 団体の代表者の役職名は「理事長」と称さなければならないの？

それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます。

その場合、NPO法人の代表者の役職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

17 代表権のない理事が、法人の名で行った行為については、法人は責任を負うの？

すべての理事は、それぞれ法人を代表する権限を有しており、旧法においては、その権限を定款で制限しても、その権限は、代表権の制限を知らなかった第三者には主張（対抗）できませんでした。

しかし、改正法において組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）の一部改正を行い、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を登記すべき事項と定めたことにより、第三者に主張できることとなりました。[附則第 2 条]

したがって、ある理事が代表権の制限に反した行為をした場合には、法人は原則として、その責任を負う必要はありません。

18 定款によって代表権を制限したいのですが、定款にはどのように定めればいいのか？

「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えられます。

19 決算と役員の改選を一度に行うには、どうすればいいの？

定款附則で設立当初の役員の任期の末日を事業年度の末日から2、3ヶ月ずらしておく方法（①）と、定款本則に役員任期の伸長規定を定めておく方法（②）があります。

①は、例えば事業年度の末日が3月31日であれば、設立当初の役員任期を「成立の日から〇年5月31日まで」と定めておき、5月までに決算総会を開催し、その際に6月1日付けで再任する旨の議決を行う方法です。

②は、役員を総会で選任すると定めている場合に限り、「後任の役員が選任されていない場合には、役員任期の末日後最初の総会が終わるまで任期を伸長する」といった内容の規定を定款に定めておく方法です。

詳細については、33 ページ（コラム）をご覧ください。

20 役員が辞任したら、すぐに代わりの人を選任しないといけないの？

NPO法で「理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない」と規定されています。ここでいう「定数」の考え方については注意が必要です。

①定款で役員の人数を「〇人」と定めた場合。（例：理事5人）

定款で定めた「5人」が定数となります。したがって、その定数の3分の1（ $5 \div 3 = 1.666\dots$ ）を超える者、すなわち、2人が欠けて3人になった場合は、必ず遅滞なく1人は補充しなければなりません。なお、3分の1を超えない者（1人）が欠けて4人になった場合は、少なくとも次の改選時には定款で定める「5人」を選出する必要があります。

②定款で役員の人数を「〇人以上〇人以内」と定めた場合。（例：理事5人以上10人以内）

役員選任（改選）時に「5人以上10人以内」の範囲で実際に選んだ人数が定数になります。仮に、この時に6人の理事を選んだとすれば、2人（ $6 \div 3 = 2$ ）欠けた場合は必ずしもすぐに補充する必要はありませんが、3人欠けた場合は「その定数（6人）の3分の1を超える者が欠けたとき」に該当しますので、必ず1人は補充しなければなりません。

もちろん、どちらの場合も、理事3人・監事1人を下回ることができないことは言うまでもありません。また、欠員後の改選時には、定款に定める範囲（「〇人」「〇人以上〇人以内」）で選任する必要があります。

21 電磁的方法による表決とは？

電子メールの送信による表決、ホームページ上に書き込む方法、磁気ディスク等に記録して交付する方法で議決権を行使する方法を指し、いずれの場合も受信者がファイルに記録し、その記録を書面で出力することができる必要があります。

また、NPO法は、定款で定めることにより電磁的方法により表決することができると規定していますので、定款に電磁的方法による表決について規定しておく必要があります。

〈定款記入例〉

第29条第2項

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

なお、電磁的方法による表決を認める場合には、議決権行使が本人のものであるかどうか確認できないなどの問題（なりすましや改ざん）が生じるおそれがあります。電子署名を付加する方法やパスワードを交付する方法など、なんらかの方策を講じる必要があると考えられますので、法人内部で十分検討しておく必要があります。

22 「事業費」とは？「管理費」とは？

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものを指し、例えば、各々の事業に従事させるために雇った者の賃金や事業に使用する原材料などが考えられます。

「管理費」とは、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用のことを指し、例えば、法人事務所の経費や総会の開催経費、役員報酬及び費用弁償、事務所での事務処理のために雇った者の賃金などが考えられます。

23 代表権を有しない理事についても登記をする必要はあるの？

理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

24 「代表権を有する者」とは、理事全員のこと？

NPO法人の理事は、法律上はそれぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。

したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第17条の3「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法（平成元年法律第91号）第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。

また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することになります。

25 設立の登記はいつまでに行わなければならないの？登記を行わなかった場合はどうなるの？

組合等登記令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。

法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。

なお、令和4年9月1日以降、組合等登記令の改正に伴い、従たる事務所の所在地における登記が不要となりました。

3 法務局・税務署・県税事務所・福岡市関連部署

法務局

名 称	所在地	電話番号	担当部署	管轄区域
福岡法務局	福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号	092-721-4570 092-722-4725 092-721-9306	代表 証明書発行窓口 法人登記部門	福岡市

税務署

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	管轄区域
博多税務署	福岡市東区馬出1丁目8番1号	092-641-8131	聴覚に障がいのある人は、全署共通の専用F A X (092-411-0124) を利用できます。	東区の一部・博多区
香椎税務署	福岡市東区千早6丁目2番1号	092-661-1031		東区の一部
福岡税務署	福岡市中央区天神4丁目8番28号	092-771-1151		中央区・南区
西福岡税務署	福岡市早良区百道1丁目5番22号	092-843-6211		早良区・城南区 西区

県税事務所

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号	管轄区域
東福岡県税事務所	福岡市東区箱崎1丁目18番1号	092-641-0201	092-641-0136	東区
西福岡県税事務所	福岡市中央区赤坂1丁目8番8号	092-735-6141	092-715-4824	中央区 城南区 早良区・西区
博多県税事務所	福岡市博多区博多駅東1丁目17番1号	092-260-6001	092-260-6011	博多区・南区

法人市民税担当課

名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
福岡市法人税務課	福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号	092-292-3249	092-292-4173

各区役所固定資産税担当課

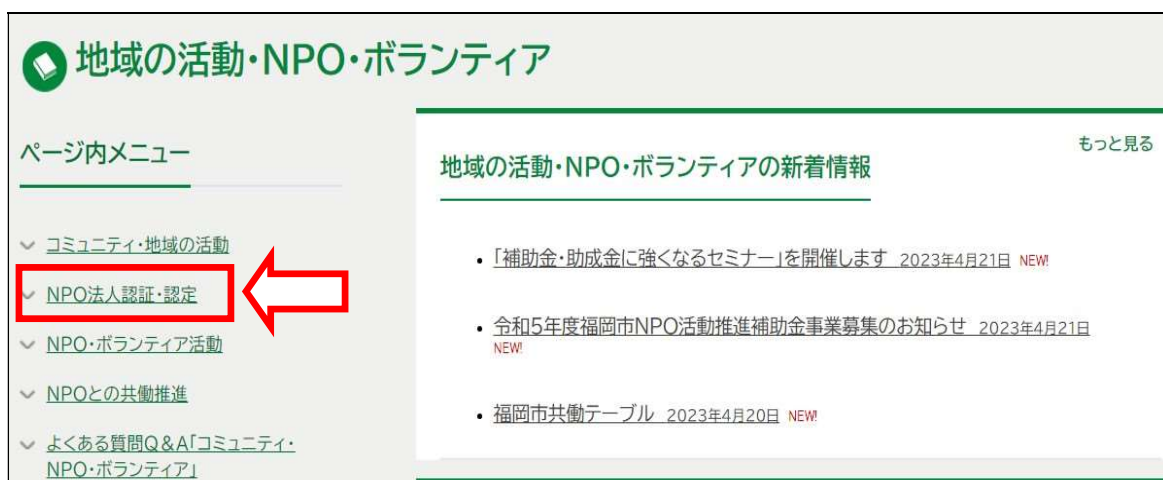
名 称	所在地	電話番号	F A X 番号
東区役所課税課	福岡市東区箱崎2丁目54番1号	092-645-1031	092-632-4970
博多区役所課税課	福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号	092-419-1032	092-476-5188
中央区役所課税課	福岡市中央区大名2丁目5番31号	092-718-1045	092-714-4231
南区役所課税課	福岡市南区塩原3丁目25番1号	092-559-5051	092-511-3652
城南区役所課税課	福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号	092-833-4036	092-841-2145
早良区役所課税課	福岡市早良区百道2丁目1番1号	092-833-4326	092-841-2185
西区役所課税課	福岡市西区内浜1丁目4番1号	092-895-7019	092-883-8565

4 インターネットを利用した申請書等用紙のダウンロード方法

1. 福岡市ホームページ (<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>) を開いてください。
2. 福岡市ホームページが表示されますので、「くらし・手続き」にカーソルを合わせ、「地域の活動・NPO・ボランティア」をクリックしてください。



3. ページ内メニューの「NPO法人認証・認定」をクリックしてください。



4. 「申請様式等ダウンロード」の「認証関係（設立認証申請書、事業報告書等提出書、役員変更届など）」をクリックしてください



5. 目次から「1. 設立の認証申請時に提出する書類」をクリックしてください。

申請様式等ダウンロード(認証編)

目次

1. 設立の認証申請時に提出する書類

←

2. 設立登記完了(法人成立)後に提出する書類

6. 必要な書式をダウンロードしてください。様式はワードやエクセルで作成されています。
ダウンロードしたファイルに直接文字や数字を打ち込むことが出来ます。

1. 設立の認証申請時に提出する書類

申請の際は、電話予約のうえ、申請書類一式をご持参ください。

参考 [設立までの流れ PDF \(133kbyte\)](#) 

設立の認証申請時に提出する書類 一覧

提出書類の名称	提出部数	様式	記載例
(1)設立認証申請書	1部	Word (15kbyte) 	PDF (180kbyte) 
(2)定款	2部	Word (30kbyte) 	PDF (501kbyte) 
(3)役員名簿	2部	Word (17kbyte) 	PDF (177kbyte) 
(4)就任承諾及び誓約書のコピー	各1部	Word (33kbyte) 	PDF (199kbyte) 
(5)役員の住所又は居所を証する書面(住民票等) ※6か月以内のもの ※コピー不可 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	各1部		
(6)社員のうち10人以上の者の名簿	1部	Word (16kbyte) 	PDF (178kbyte) 
(7)確認書	1部	Word (17kbyte) 	PDF (186kbyte) 
(8)設立趣旨書	2部	Word (16kbyte) 	PDF (190kbyte) 
(9)設立についての意思の決定を証する議事録のコピー	1部	Word (50kbyte) 	PDF (215kbyte) 
(10)設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ※Word、Excelどちらの様式を利用しても構いません。	各2部	Word (18kbyte)  Excel (12kbyte) 	PDF (199kbyte) 
(11)設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※その他の事業なし ※その他の事業あり	各2部	Excel (17kbyte)  Excel (17kbyte) 	PDF (191kbyte)  PDF (198kbyte) 